

空間データ作成のための
製品仕様書作成の手引き（案）

平成 17 年 2 月

国土交通省国土地理院

はじめに

測量法(昭和 24 年法律第 188 号)は、国土地理院の行う「基本測量」、測量に要する費用の全部若しくは一部を国又は公共団体が負担若しくは補助して行う「公共測量」、民間が基本測量又は公共測量の測量成果を使用して行う「基本測量及び公共測量以外の測量」を定め、これらの測量の重複を除き、正確さを確保すること等を目的とした手続きを規定しています。

「公共測量」として実施されている測量の主要なものには、社会資本整備のための大規模工事に伴う測量、道路・河川・都市など各種計画・管理を目的とした地図作成、区画整理・土地改良の確定測量のための測量等があります。近年、コンピュータを利用し、地理情報と属性情報を組み合わせて加工・解析することができる GIS(地理情報システム)に使用する数値地図の作成や、地域防災を目的とした測量・地図作成等も増加し、内容が多様化・高度化しており、「公共測量」の重要性がますます大きくなっています。

国土地理院では、「公共測量」が、期間、経費、作業量等の観点から、適切に実施されるように技術的な助言、指導を行っています。国、公団、都道府県、市町村等の測量計画機関は、「公共測量」について必要な手続きを行い、助言、指導を受けることで、規格が統一され、精度が確保された測量成果を得ることが期待できます。

本書は、「公共測量」の実施において、新しい作業方法や機器を使用して空間データを作成する場合、又は、既存の空間データを調達する場合に、従来の作成仕様と比較して、より柔軟に対応できる「製品仕様書による測量業務」の考え方や、手続きに必要な書式と記載例等をまとめたものです。

製品仕様書による空間データの作成・調達は、空間データ作成業務などの効率向上が期待されるとともに、利用目的に応じたデータ内容の調整ができるため、経費の節約を図ることも可能です。

公共団体等におかれては、この手引きを充分活用され「公共測量」を適切に実施されるように心がけて下さい。

目 次

1.	製品仕様書を用いる公共測量について	1
1.1.	製品仕様書を用いた空間データの作成例	1
1.2.	製品仕様書の内容	2
1.3.	製品仕様書とその位置づけ	4
1.3.1.	これまでの公共測量と製品仕様による公共測量の違い	4
1.3.2.	公共測量での位置づけ	5
2.	事業計画	7
2.1.	目的の明確化	7
2.2.	既存成果の調査	8
2.3.	測量作業規程の承認申請	9
2.4.	測量成果及び測量記録の閲覧・交付	12
3.	設計	15
3.1.	製品仕様書の作成	15
3.2.	実施計画書の作成と提出	18
3.3.	技術的な助言	23
3.4.	測量標・測量成果の使用承認申請と承認・情報提供	24
3.5.	公共測量実施の公示	29
4.	発注	30
5.	検査	30
6.	納入	31
6.1.	電子納品	31
6.2.	成果の提出	32
6.3.	測量成果の審査	33
6.4.	公共測量終了の公示	34
7.	成果管理・公開	35
7.1.	成果管理	35
7.2.	測量成果の複製、使用承認	36
7.3.	公開	39
8.	様式集	40
	・ 公共測量作業規程の承認申請（法第 33 条第 1 項）	
	・ 公共測量作業規程の変更承認申請書（法第 33 条第 1 項）	
	・ 公共測量作業規程の廃止について	
	・ 公共測量実施計画書（法第 36 条）	
	・ 測量成果、測量記録の謄本・抄本交付申請書（法第 28 条第 1 項）	
	・ 謄本交付用別紙（基準点）	
	・ 測量票・測量成果の使用承認申請書（法第 26 条・第 30 条第 1 項）	
	・ 測量法第 45 条の規定による届出書（法第 45 条第 1 項）	
	・ 測量成果の複製承認申請書（法第 29 条）	

1. 製品仕様書を用いる公共測量について

これまでの公共測量では、公共測量作業規程が定める作業手順とあらかじめ定義されたデータ仕様に基づくことで、一定の品質を確保した空間データを作成していました。そのため、最新の機器や作成手法等の新技術を採用することはほとんどなく、また、作成される空間データも画一的なものとなっていました。

一方、製品仕様書を用いる公共測量では、利用目的に合ったデータ仕様とそのデータに要求する品質を明確に規定し、その要件さえ満足すれば、データの作り方は作成機関に委ねることになります。そのため、これまでと違い、利用性の高い空間データを自由に作成することが可能となり、さらに新技術の採用によって、より廉価に空間データの調達が可能となります。

1.1. 製品仕様書を用いた空間データの作成例

製品仕様書を用いた空間データの作成の一般的な手順を、図 1-1 に示します。まず、初めに、どんな内容の空間データが必要なのかデータの利用目的を整理し、製品仕様書を作成することになります。製品仕様書の作成は、客観的に仕様を分析・検討することが重要なので、データ作成機関等の専門のコンサルタントに作成を委託する、又は空間データを作成しながら作り上げていくことも可能です。ここで作成した製品仕様書は、以降の発注、データ作成、品質評価、納品後のデータ運用のすべての場面で利用されることとなります。

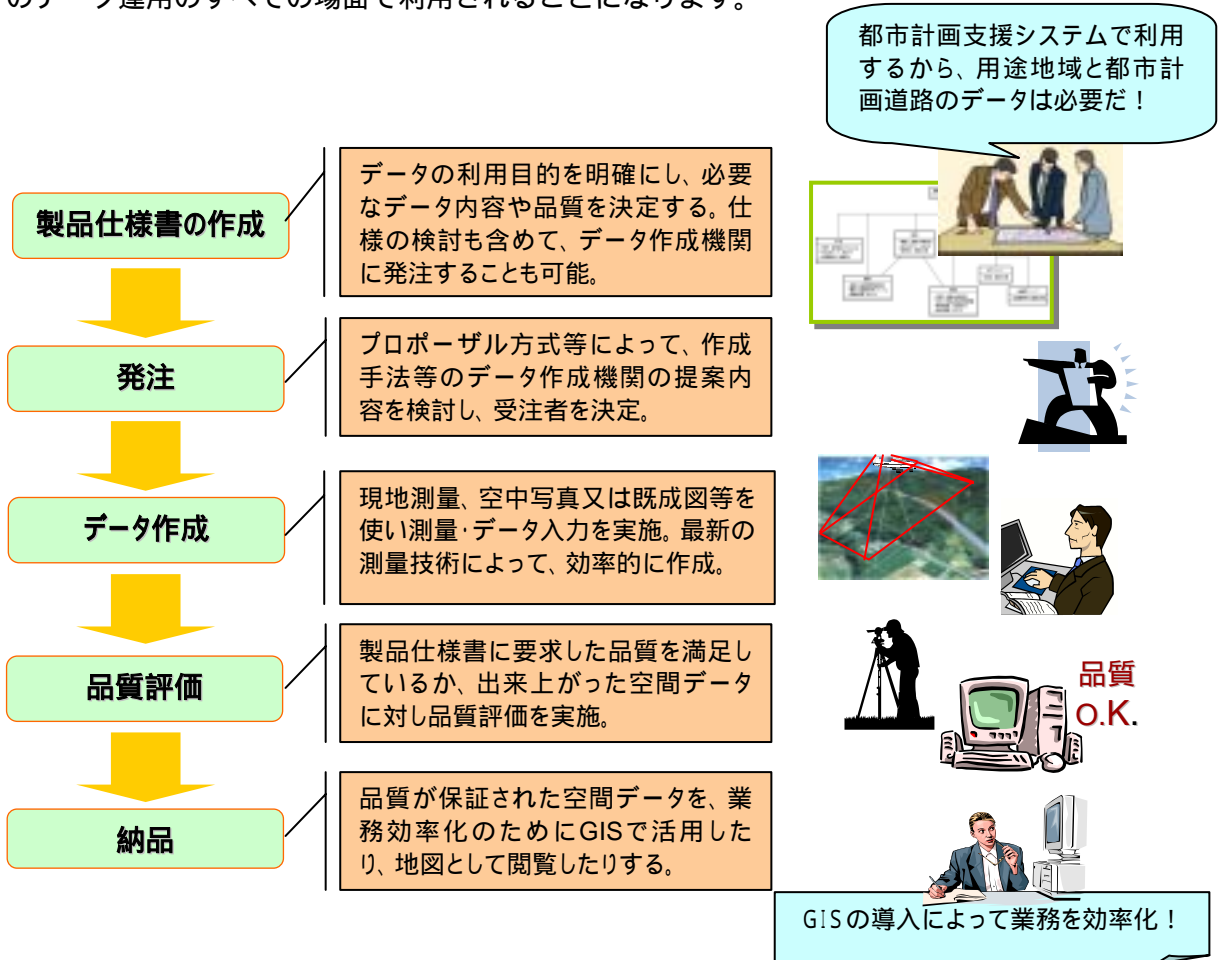


図 1-1 GIS に適した空間データの作成例

1.2. 製品仕様書の内容

製品仕様書は、空間データの内容（地物の内容）、データの構造、空間データの品質についての要求事項を規定し、データ作成の際に使用されます。また、出来上がった空間データにこの製品仕様書を添付することで、さまざまな利用目的をもつデータの利用者に対し、空間データの内容を説明することもできます。製品仕様書は、以下の情報で構成されます。

概覧

製品（空間データ）の概要に関する情報。空間データの利用目的や利用方法、引用する規格・規程類、製品仕様書で使用する専門用語の定義等を記載する。

適用範囲

製品仕様書の適用範囲に関する情報。空間範囲（どこの場所の）と時間範囲（いつの情報であるか）を記載する。

データ製品識別

空間データを識別するための情報。データの正式名称（題名）、製品仕様書の作成日付、製品仕様書の作成者（責任者）について記載する。

データ内容及び構造（応用スキーマ）

空間データの内容、構造及びその特性（属性、関連等）に関する情報。UML クラス図とその図の意味を説明する文書を記載する。UML（Unified Modeling Language：統一モデリング言語）クラス図は、情報処理分野におけるデータ構造を表現するための標準的な方法の一つ。

参照系

空間データの空間上及び時間上の位置を特定する座標や暦に関する情報。空間参照系と時間参照系を記載する。空間上の位置は、空間参照系（例えば、測地座標系（緯度経度）や平面直角座標系（X,Y）など）によって決まり、時間上の位置は時間参照系（例えば、西暦や和暦など）によって決まる。

データ品質（品質要求と評価手順）

空間データの適合性（使用目的に合致しているか）に関する情報。適合性の判定基準を品質要求として記載する。適合性（合否）の判定は、品質要求に基づく評価手順に従い実施する。

データ製品配布（符号化仕様）

空間データのフォーマットに関する情報。応用スキーマが規定する構造をどのようなフォーマットでデジタルデータとして記録（符号化）するかを規定する。また、データの配布媒体やデータの記録単位等も記載する。

メタデータ

作成した空間データを説明・紹介するためのデータ（メタデータ）に関する情報。メタデータを作成するための仕様を記載する。

その他オプション

作成する空間データに関する追加事項に関する情報。成果品の一覧、元資料（データ作成及び品質評価に使用する情報）、描画の仕様（GIS でのデータ表現方法、原図の表現方法等）等を記載する。

製品仕様書の詳細な内容と作成の手順については、「空間データ製品仕様書作成マニュアル(国土地理院)」を参考にします。また、国土地理院が提供する「空間データ製品仕様書作成支援ツール」を活用することもできます。

1.3. 製品仕様書とその位置づけ

1.3.1. これまでの公共測量と製品仕様による公共測量の違い

これまでの公共測量（作成仕様による公共測量）では、各作業工程を完了するごとに点検を行って、精度管理表を作成し、最終的な成果品の品質を確保しています。これに対して、製品仕様による公共測量では、成果品について品質評価を行い、製品仕様が要求する品質の保証をしています。

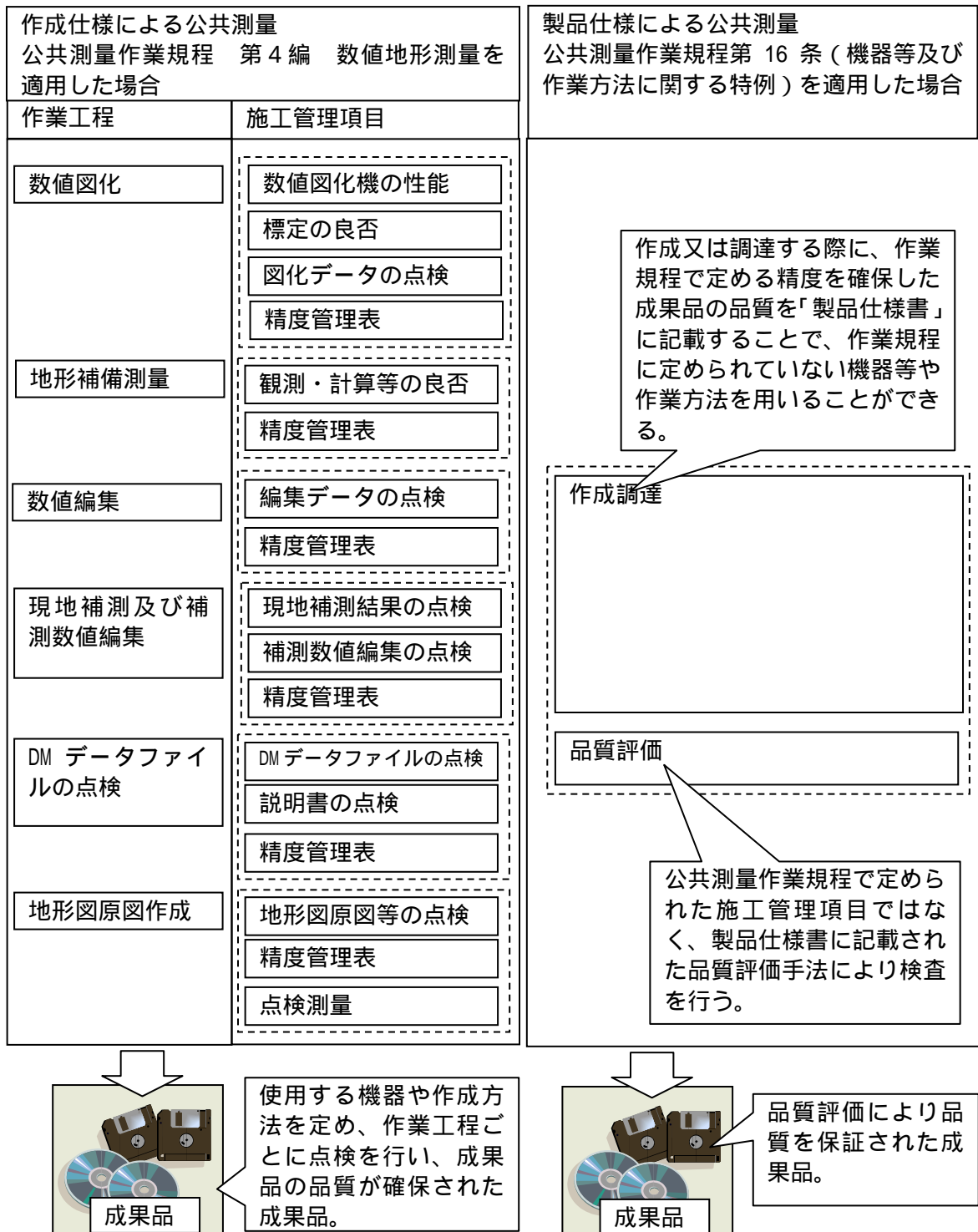


図 1-2 デジタルマッピングにおける作成仕様と製品仕様の比較

1.3.2. 公共測量での位置づけ

国土交通省公共測量作業規程には、多様化する要望や技術革新に柔軟に対応するため、公共測量作業規程第 16 条（機器等及び作業方法に関する特例）の規定があります。この第 16 条を適用することにより、製品仕様書による公共測量を実施することができます。

製品仕様書による測量業務であっても、これまでの作成仕様と同様に、作業規程を定め（測量法第 33 条）、国土地理院の長の技術的助言（測量法第 36 条）を得る必要があります。

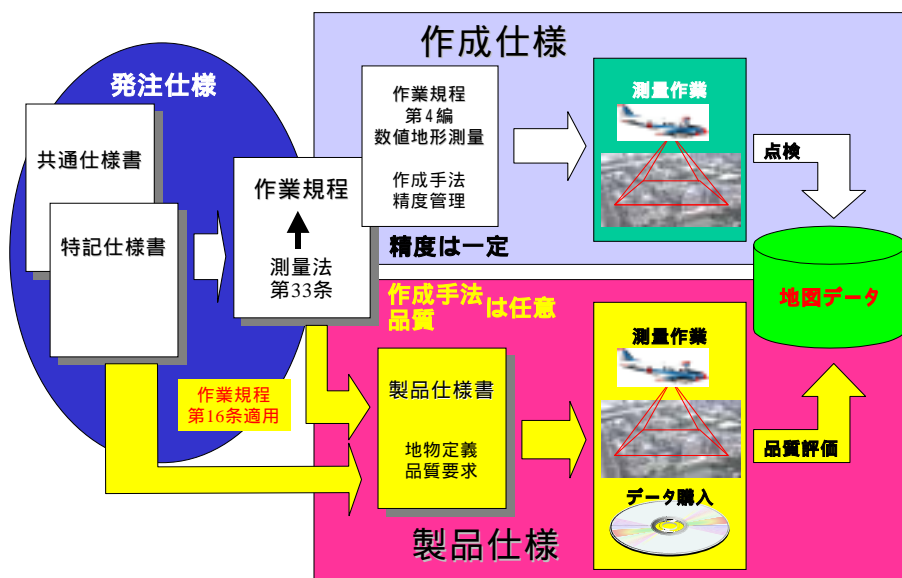


図 1-3 作成仕様と製品仕様の発注の流れ

公共測量作業規程

（機器等及び作業方法に関する特例）

第 16 条 この規程に定めるものと異なる機器等又は作業方法は、必要な精度の確保及び作業能率の維持に支障がないと認めて計画機関が指示し、又は承認した場合に限り、作業の一部に用いることができる。

2 計画機関は、前項の指示又は承認をしようとするときは、国土地理院の長の意見を求めなければならない。ただし、法第 36 条の規定に基づく国土地理院の長の技術的助言をもってこれに代えることができる。

< 第 16 条運用基準 >

1. 作業機関は、機器等又は作業方法を変更する場合、計画機関に対し精度を確認するために必要な資料を提出し承認を得なければならない。
2. 新しい測量技術で国土地理院が作業マニュアル等を作成した場合は、法第 36 条の規定に基づく、技術的助言によりこれを準用することができる。

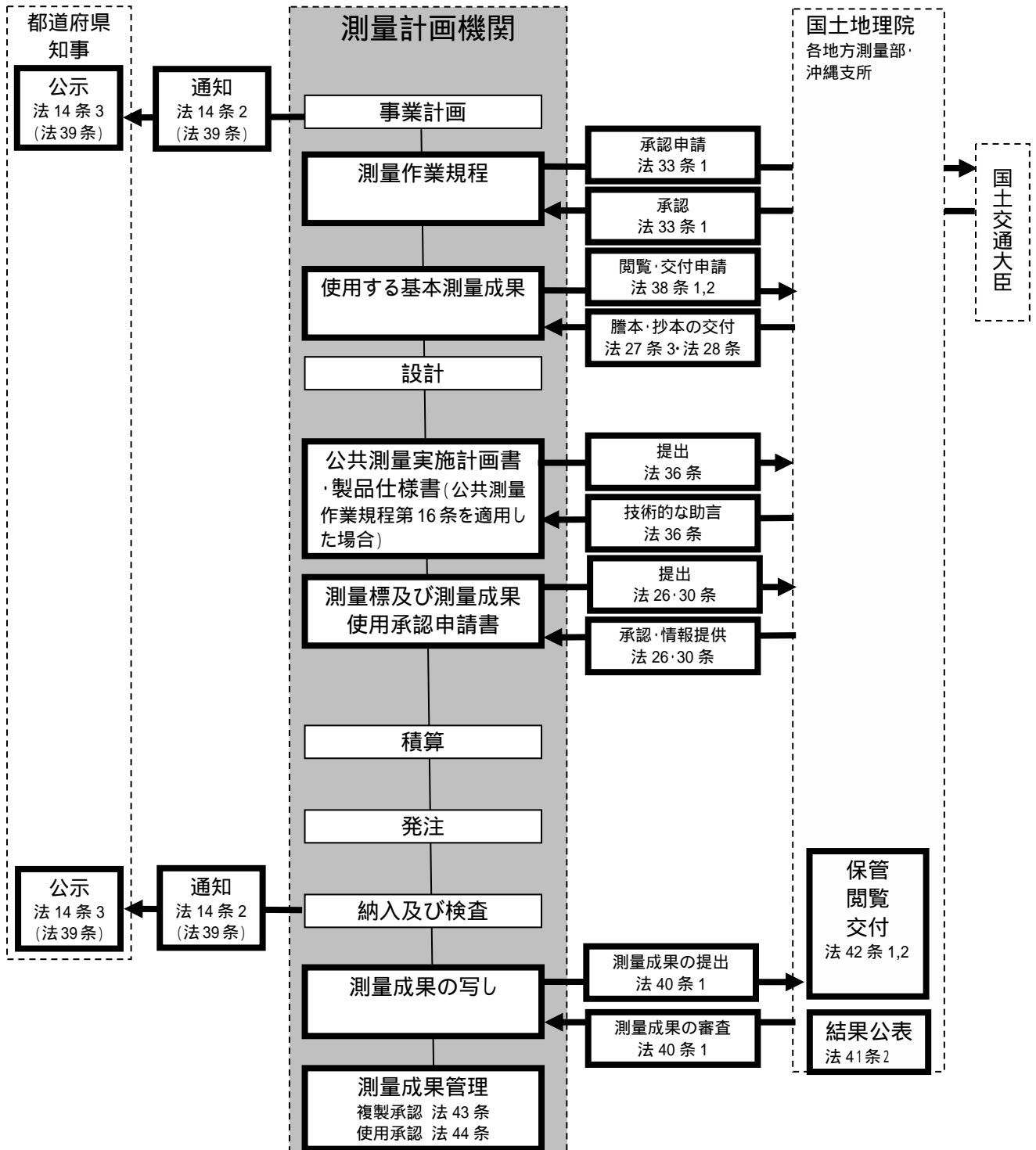


図 1-4 公共測量諸手続の流れ

2. 事業計画

2.1. 目的の明確化

空間データを作成する目的によって、必要なデータ項目（地物）や品質が定まります。

空間データ作成の目的を明確化することが重要です。

できるだけ以下の項目から選択して記入して下さい。ただし、多目的な測量を実施する場合は総合計画を選択して下さい。該当する項目がない場合は、具体的な事業名を記入して下さい。

■ 目的の項目

都市計画、河川計画、道路計画、土地改良、地質調査、鉄道計画、地盤変動調査、文化財調査、郵便地図調製、宅地開発、河川管理、道路台帳、ほ場整備、電源開発、港湾計画、環境調査、地籍調査、土地区画整理、ダム計画、農地開発、空港計画、地すべり対策、下水道計画、下水道台帳、砂防計画、森林計画、海岸保全、総合計画

地理情報システムの構築等を目的としたデータの作成の場合は、“項目（GIS）”のように記述して下さい。

（例）都市計画を目的としたデータの作成の場合 都市計画（GIS）

2.2. 既存成果の調査

空間データの作成には、相応の費用が必要です。経済的にデータ作成を行うには、既存成果(空間データや図面など)を利用することが一つの有効な手段と言えます。利用に際しては、当該計画機関の成果はもちろんのこと、他の機関の成果や民間企業の市販データの利用も考慮します。

■ クリアリングハウスによる調査

既存成果の調査は、クリアリングハウスを活用すると効果的です。クリアリングハウスには、既存成果の概要を記したメタデータが登録されており、入手したい既存成果の地理的な範囲や作成時期などの条件検索によって、利用可能な既存成果の有無の確認を行うことができます。

国土地理院の『地理情報クリアリングハウス』は、以下のURLを参照して下さい。

<http://zgate.gsi.go.jp/>

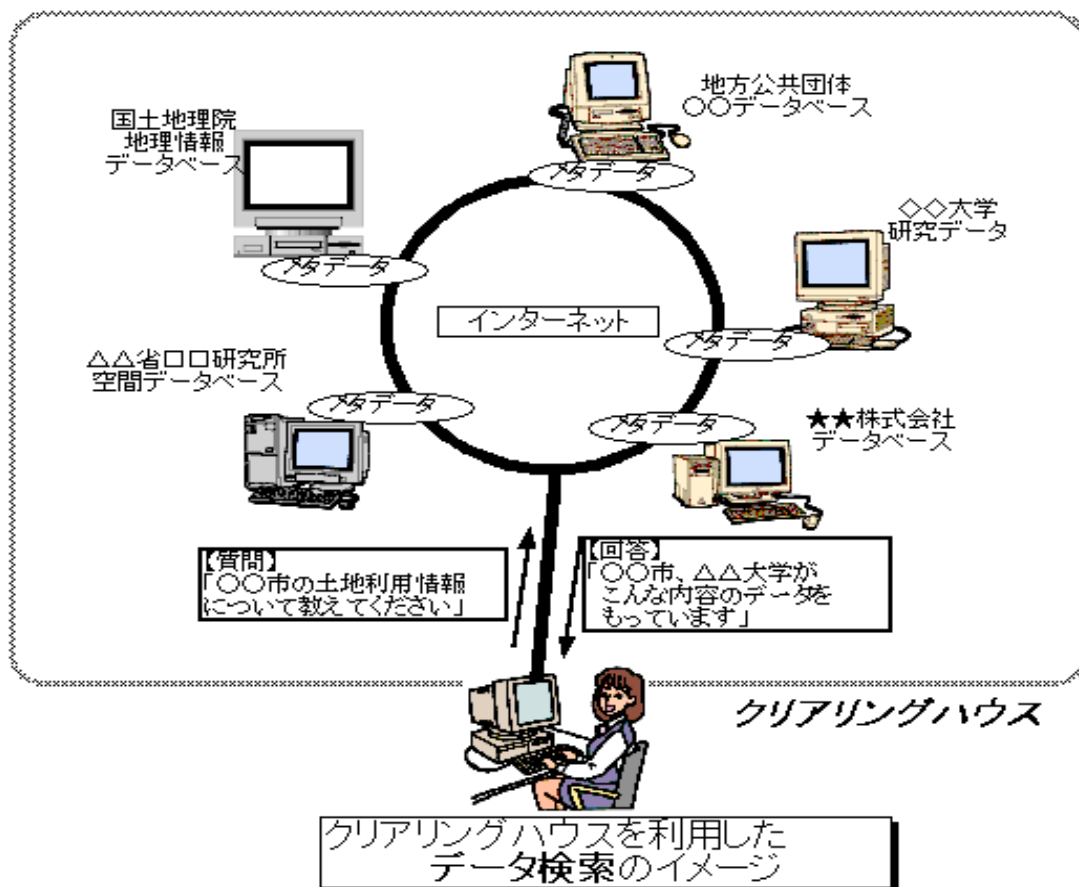


図 2-1 クリアリングハウスを利用したデータ検索

■ その他の方法による調査

クリアリングハウスに登録されていない既存成果の存在の可能性を考慮し、必要に応じて、関係機関(他の部門や事務所)に問い合わせることも必要です。また、民間企業が販売しているデータの有無も調査すると良いでしょう。

2.3. 測量作業規程の承認申請

公共測量を実施しようとする場合は、当該測量について、測量の方法、観測機械の種類、精度等について詳細に規定した測量作業規程を定め、国土交通大臣の承認を得る必要があります（法第33条）。すでに承認を得ている作業規程を変更する場合も同様に変更承認の手続きが必要です。

また、土地区画整理組合等が、事業の終了に伴い解散する場合は、作業規程の廃止手続きが必要です。

作業規程は、計画機関（国、地方公共団体、公社、公団、土地区画整理組合、土地改良区等）ごとに承認を得ることになっています。

国の機関では、測量目的に応じた標準的な作業規程として、下記の測量作業規程の承認を得ていますので、作業規程作成の際に参考にして下さい。また、これらの規程を準用して使用してもかまいません。

国土交通省国土交通大臣官房技術調査課では、基準点測量、地形測量、数値地形測量、応用測量に対応した「国土交通省公共測量作業規程」（世界測地系対応版）を定めています。

国土交通省都市・地域整備局市街地整備課では、土地区画整理事業に対応した「国土交通省土地区画整理事業測量作業規程」（世界測地系対応版）を定めています。

農林水産省構造改善局では、土地改良事業に対応した「農林水産省農村振興局測量作業規程」（世界測地系対応版）を定めています。

■ 測量作業規程の承認申請書記載例

承認申請書

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">国土交通大臣 殿</p>	<p style="margin: 0;">文 書 番 号 平成 年 月 日</p> <div style="border: 1px solid red; width: 80px; height: 50px; margin: 20px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 市長 </div>								
<p style="font-weight: bold; font-size: 18px;">公共測量作業規程の承認申請書</p> <p>標記について、測量法（昭和24年法律第188号）第33条第1項の規定に基づき、別冊（ 市 測量作業規程）のとおり定めましたので承認を申請します。</p>									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">計画機関</th> <th style="width: 20%;">担当課（送付先）</th> <th style="width: 35%;">計 画 機 関 所 在 地</th> <th style="width: 30%;">準 用 規 程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="color: red;">市</td> <td style="color: red;">課 係</td> <td style="color: red;">〒 - 市 町 番地 0000-00-0000</td> <td style="color: red;">国土交通省公共 （平成14年版） 世界測地系対応版</td> </tr> </tbody> </table>		計画機関	担当課（送付先）	計 画 機 関 所 在 地	準 用 規 程	市	課 係	〒 - 市 町 番地 0000-00-0000	国土交通省公共 （平成14年版） 世界測地系対応版
計画機関	担当課（送付先）	計 画 機 関 所 在 地	準 用 規 程						
市	課 係	〒 - 市 町 番地 0000-00-0000	国土交通省公共 （平成14年版） 世界測地系対応版						

変更承認申請書

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">国土交通大臣 殿</p>	<p style="margin: 0;">文 書 番 号 平成 年 月 日</p> <div style="border: 1px solid red; width: 80px; height: 50px; margin: 20px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 市長 </div>								
<p style="font-weight: bold; font-size: 18px;">公共測量作業規程の変更承認申請書</p> <p>平成 年 月 日付け建設省国地発第 号で承認された 市 測量作業規程を別冊のとおり変更したので測量法（昭和24年法律第188号）第33条第1項の規定に基づき、承認を申請します。</p>									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">計画機関</th> <th style="width: 20%;">担当課（送付先）</th> <th style="width: 35%;">計 画 機 関 所 在 地</th> <th style="width: 30%;">準 用 規 程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="color: red;">市</td> <td style="color: red;">課 係</td> <td style="color: red;">〒 - 市 町 番地 0000-00-0000</td> <td style="color: red;">国土交通省公共 （平成14年版） 世界測地系対応版</td> </tr> </tbody> </table>		計画機関	担当課（送付先）	計 画 機 関 所 在 地	準 用 規 程	市	課 係	〒 - 市 町 番地 0000-00-0000	国土交通省公共 （平成14年版） 世界測地系対応版
計画機関	担当課（送付先）	計 画 機 関 所 在 地	準 用 規 程						
市	課 係	〒 - 市 町 番地 0000-00-0000	国土交通省公共 （平成14年版） 世界測地系対応版						

廃止申請書

文 書 番 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

市長

公共測量作業規程の廃止について

測量法（昭和24年法律第188号）第33条第1項の規定により平成 年 月 日付け建設省国地発第 号で承認された 市 測量作業規程は廃止したので届けます。

計画機関	担当課（送付先）	計 画 機 関 所 在 地
市	課 係	〒 - 市 町 番地 0000-00-0000

新規に作業規程を申請する場合の記載事項

- (1)文書番号
- (2)申請年月日
- (3)計画機関代表者名・印
- (4)作業規程名
- (5)計画機関名
- (6)担当課
- (7)計画機関所在地・電話番号
- (8)準用規程名（承認年）

承認済み作業規程を変更する場合の記載事項

- (1)～(3)新規の作業規程申請書と同様
- (4)承認済みの作業規程承認年月日
- (5)承認番号
- (6)作業規程名
- (7)計画機関名
- (8)担当課

- (9)計画機関所在地・電話番号
- (10)準用規程名（承認年）

承認済み作業規程を廃止する場合の記載事項

- (1)～(3)新規の作業規程申請書と同様
- (4)承認済みの作業規程承認年月日
- (5)承認番号
- (6)作業規程名
- (7)計画機関名
- (8)計画機関所在地・電話番号

(注)計画機関の住所と承認書の発送先が異なる場合は、申請書内の空白部に送付先宛名、担当課、担当者名を記載して下さい。

2.4. 測量成果及び測量記録の閲覧・交付

公共測量を実施する場合は、当該計画地域内における既存の基本測量又は公共測量の測量成果等の有無を調査し、作業能率と経済的効果を考慮のうえ、その活用を図らなければなりません。

基本測量の測量成果等については、国土地理院地理情報部情報管理課（茨城県つくば市）又は各地方測量部及び沖縄支所で担当区域の成果等の閲覧及び謄本(又は抄本)交付が受けられます。

■ 測量成果等の閲覧

測量成果及び測量記録の閲覧は、次のとおり行っています。（閲覧範囲）

- 1．閲覧場所 国土地理院地理情報部情報管理課（全国）
国土地理院各地方測量部及び沖縄支所（担当区域）
ただし、関東地方測量部は全国
- 2．閲覧時間 平日 午前9時から午後4時30分まで
ただし、地理情報部情報管理課は、午前9時30分から午後4時30分まで

■ 測量成果等の交付申請

測量成果及び測量記録の謄本（抄本）を入手しようとするときは、「謄本（抄本）交付手数料一覧」の交付手数料に相当する収入印紙を添えて国土地理院地理情報部情報管理課又は所管の各地方測量部、若しくは沖縄支所へ申請してください。郵送の場合は、返信用切手を添えて申請してください。

表 2-1 謄本（抄本）交付手数料一覧

名称	種 類	単 位	金 額
測量 成果	三角点成果表、多角点成果表、 電子基準点成果表、 超長基線電波干渉計観測点成果表	1点	200円
	水準点成果表	1点	200円
	三角点網図、多角点網図、 電子基準点網図、水準路線図	1枚	390円
	地図その他の図表	1枚	複製実費
測量 記録	点の記	1点	200円
	地図その他の図表	1枚	複製実費
	配点図	1枚	390円

（平成16年3月31日現在）

(交付申請書記載例)

測量法施行規則 別表第三

<p>測量成果 謄本 の 交付申請書 測量記録 抄本</p> <p>測量成果 謄本 測量法第28条の規定により下記のとおり の 交付を申請します。 測量記録 抄本</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>申請者 住所 県 市 町 番地 氏名</p> <p>国土地理院長 殿</p>					
使用目的	に伴う 測量 (計画機関 町土木部)				
郵送のときの宛先	〒 県 郡 町 番地 (株式会社 部 課) TEL 0000-00-0000				
測量成果又は 測量記録の種類	該当する 5万分の1地形図名	謄本又は抄本	数量	手数料	
				単価	小計
三角点成果表	土 浦	謄 本	3	200	600
三角点点の記	"	"	3	200	600
水準点成果表	石 岡	"	1	200	200
配点図	土 浦	"	1	390	390
計					1,790
収入印紙貼付欄 (消印してはならない)					

記載要領 測量成果、測量記録、謄本及び抄本の文字のうち、不要のものを消すこと。
郵送希望のときは、別に郵便切手を添えること。
地形図等に所要点の位置等を記載して添付すること。

(記載例)

謄本交付用別紙 (基準点)

1/5万図名	等級	種類	点名(基準点コード)	成果	点の記	網図等	備考	
土 浦		三角点	朝日山 (5440-01-9101)	1	1			
"		"	太郎山 (5440-01-8001)	1	1			
"		"	市役所 (5440-01-7101)	1	1			
石 岡		水準点	1 5 6 3 (100000112233)	1				
土 浦						1	配点図	
合 計	三 角 点		水 準 点		多 角 点		網図等	
	成 果	点の記	成 果	点の記	成 果	点の記		
	3	3	1				1	

謄本交付用別紙には、交付申請書の内訳を記入する。なお、備考欄には国家基準点の成果表及び点の記に記載してある基準点コードを記入すること。

3. 設計

3.1. 製品仕様書の作成

空間データを作成するためにはデータ製品仕様書が必要ですが、その内容は空間データの利用目的を考慮して定めることが重要です。国土地理院では、標準的な例として「地図情報レベル2500空間データ製品仕様書(案)」を定めていますので、これを利用することも可能です。「地図情報レベル2500空間データ製品仕様書(案)」は、現行の国土基本図図式に準拠する、GISでのデータ利用性を考慮した空間データの仕様書となっています。

製品仕様書をDLできるURLを明示

新たにデータ製品仕様書を作成する場合や既存の製品仕様書に修正を加えて利用する場合は、以下の手順で行います。製品仕様書は、応用スキーマや符号化仕様などの専門的な知識を要する部分がありますので、新規に作成する場合は、専門知識をもつ外部の機関に委託するのも効果的です。

図3.1は、製品仕様書作成の流れ図です。製品仕様書の作り方の詳細については、「空間データ製品仕様書作成マニュアル」を参考にします。また、国土地理院が提供する「空間データ製品仕様書作成支援ツール」を活用することもできます。

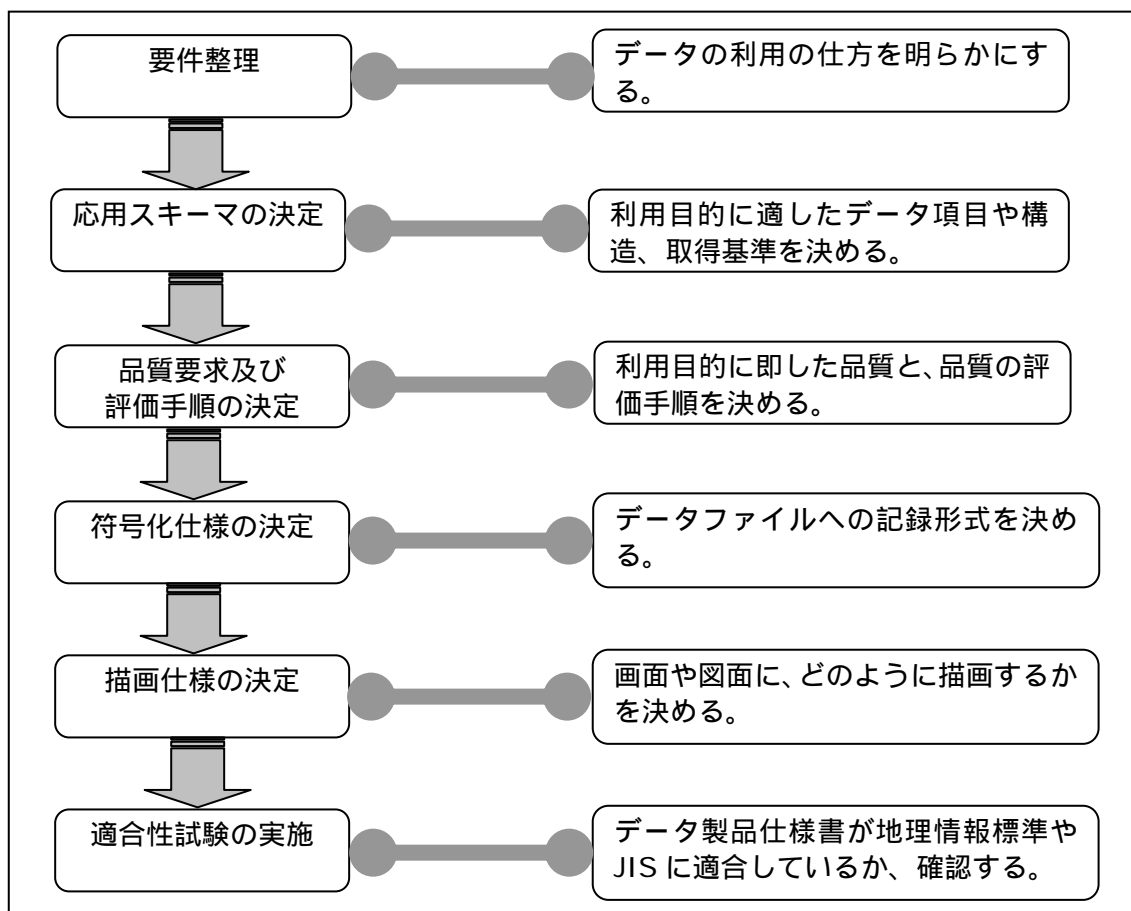


図 3-1 製品仕様書作成の流れ

■ 応用スキーマの作成

製品仕様書の重要な項目の一つとして“ 応用スキーマ ”があります。例えば、「地図情報レベル 2500 空間データ製品仕様書（案）」の応用スキーマには、地図情報レベル 2500 数値データとして取得しなければならない地物項目、各地物の属性・関連項目、各項目の取得基準等が、UML クラス図とその定義文書によって記述されています。データ作成機関は、計画機関が提示する応用スキーマに基づき、データ作成を行います。

地図情報レベル 2500 数値データを作成するに当たり、応用スキーマを決定する必要があります。応用スキーマの決定には、計画機関の要求に応じ、右図に示す三つの選択肢があります。

選 択 肢	標準的な応用スキーマを採用する
	標準的な応用スキーマを一部修正して利用する
	新しい応用スキーマを作成する

図 3-2 応用スキーマの決定

先にも記述していますが、国土地理院では、標準的な地図情報レベル 2500 空間データ製品仕様書（以下、標準的な製品仕様書）を定めています。現行の国土基本図図式に準拠する空間データを作成する場合には、この応用スキーマをそのまま利用することができます。（選択肢 1）

一方、標準的な応用スキーマの一部又は全部を変更する場合があります（選択肢 2 又は 3）。2 は、原則としては標準的な応用スキーマを利用するのですが、そこに地物や属性を追加したい場合の方法です。3 は、標準的な応用スキーマが利用目的に合致していないので、新たに目的に合った応用スキーマへ作り直すという方法です。

さまざまな応用分野で利用されてきた従来の 2 千 5 百分の 1 国土基本図を作成する場合は、2 又は 3 の方法が推奨されます。共通のルールに従うことで、他の公共団体等がもつ空間データとの連携が容易にとれ、データの交換や情報の共有をスムーズに行うことが可能となります。

次に、選択肢 2 の応用スキーマの一部修正の事例（「地図情報レベル 2500 空間データ製品仕様書（案）」）を、紹介します。修正には、応用スキーマの内容を“ 変更 ”する場合と“ 追記 ”する場合があります。

1) 応用スキーマの内容の変更

標準的な応用スキーマに変更を加えます。変更の内容としては、(ア)地物定義の変更、(イ)地物の取捨選択、(ウ)地物の新設が想定されます。

(ア)地物定義の変更：地物の属性や地物間の関連を変更する場合。例えば、標準的な応用スキーマでは空間属性をもたない田や畑といった地物を面データで作成する、ネットワーク（経路探索）としての利用は想定していないので駅と道路施設との関連は作成しない、等。

(イ)地物の取捨選択：標準的な応用スキーマが規定する地物を一部作成しない場合。例えば、GIS での利用は想定していないので都市施設パッケージの地物は作成しない、等。

(ウ)地物の新設：標準的な応用スキーマが規定する地物だけでは足りない場合。例えば、データの利用目的を考慮し、用途地域という地物を新たに新設する、等。

2) 応用スキーマの内容への追記

より厳密なデータ定義の規定・明確化が必要な場合、応用スキーマの文書へ制約条件を追

記します。例えば、三次元座標を取得する地物の指定や、真幅道路の面の分割方法（面の区切り方）を示す、といった内容の追記が想定されます。

「地図情報レベル 2500 空間データ製品仕様書（案）」に対する修正内容は、発注時の特記仕様書に明記することで、データ作成機関に対し確実に仕様を提示することができます。

■ 品質要求と評価手順の決定

製品仕様書の“応用スキーマ”が決まると、その応用スキーマに対応した“品質”を設定する必要があります。“品質”とは、公共測量作業規程が規定している“精度”に相当するものです。空間データの品質には位置情報に関する品質だけではなく、データの過不足に関する品質、データ形式（フォーマットや構造）に関する品質、時間情報に関する品質、主題属性に関する品質があり、製品仕様書に対する適合性を表す指標として位置づけられます。

上記の「応用スキーマの決定」で掲げた選択肢のうち、を採用した場合や、で修正がない項目に対しては、通常、標準的な製品仕様書に記載されている品質要求及び品質の評価手順を利用します。標準的な製品仕様書には、現行の国土交通省公共測量作業規程に準拠した基準を採用しています。また、下記の例のように、標準的な製品仕様書の品質要求を、データの利用目的やデータ作成コストなどを考慮して変更することも可能です。

例) 実際の建物の数と、データ上の建物の数は一致している必要がある！

建物クラスの完全性（過剰、漏れ）の品質要求を以下のように変更する。

(標準的な品質要求)

(変更後の品質要求)

過剰の率「5%」、漏れの率「5%」

過剰の率「0%」、漏れの率「0%」

一方、上記の「応用スキーマの決定」で掲げた選択肢のうち、を採用した場合やで修正を行った項目に対しては、計画機関は新たに品質要求を検討し、設定することになります。合わせて、計画機関又は作成機関は、その要求に対応する評価手順を決定します。

品質評価に際しては、何と比較して出来上がった空間データの品質を決めるのか、この比較対象となる参照データ（元資料＝データ作成に使用する情報）を明確にしておく必要があります。

代表的な参照データ（元資料）には、現地、現地調査資料、空中写真、既存の図面（旧図）などがあります。参照データ（元資料）は、データの利用目的やデータ作成コストを考慮し決定し、製品仕様書又は特記仕様書に明記します。また、これらの参照データだけでは不十分な場合（例えば、既成図だけでは判読が困難な地物等）は、適宜その他の関連資料（計画機関の指示書含む）を作成機関に提供し、データの作成及び品質の評価を行うこととなります。

3.2. 実施計画書の作成と提出

個々の地域における個々の公共測量について、その正確さを確保し、重複を除き、かつ、測量の能率を向上させるために、測量計画機関は、公共測量を実施しようとする場合は、あらかじめ測量の目的、地域、期間、作業量、精度及び方法等を記載した公共測量実施計画書（様式参照）を作成し、国土地理院長に提出しなければなりません。

実施計画書の作成については、様式集及び記載要領を参考にして下さい。なお、「製品仕様書による測量業務」では、実施計画書の記載項目のうち「作業量」、「測量精度」、「測量方法」の記載内容に留意して下さい。

■ 公共測量実施計画書の記載について

国土地理院では、公共測量に関する事務処理を迅速に行うため、窓口となる地方測量部及び沖縄支所と本院（茨城県つくば市）をオンラインで結び、コンピュータによる処理を行っていますので、「公共測量実施計画書」の記入に際しては、下記を参考に記入するようお願いします。

文書番号

計画機関の文書番号を右上の空欄に記入して下さい。

測量計画機関名

測量計画機関の所在地、機関の正式名称、代表者名を記入し公印を押印して下さい。

測量の目的

できるだけ以下の項目から選択して記入して下さい。ただし、多目的で測量を実施する場合は総合計画を選択して下さい。該当する項目がない場合は、具体的な事業名を記入して下さい。

都市計画、河川計画、道路計画、土地改良、地質調査、鉄道計画、地盤変動調査、文化財調査、郵便地図調製、宅地開発、河川管理、道路台帳、ほ場整備、電源開発、港湾計画、環境調査、地籍調査、土地区画整理、ダム計画、農地開発、空港計画、地すべり対策、下水道計画、下水道台帳、砂防計画、森林計画、海岸保全、総合計画

地理情報システムの構築等を目的としたデータの作成の場合は、“項目（GIS）”のように記述して下さい。

（例）都市計画を目的としたデータの作成の場合 都市計画（GIS）

測量地域

測量地域は「市全域」「町東部」のように記入して下さい。

また、測量地域、使用する測量標の位置、基準点の平均計画及び作成する図郭割等の測量成果を明示した地形図を付図として添付して下さい。

作業量

以下の測量種別を選択し、等級及び縮尺に分けて、その事業量(km、k m²の場合、少数第1位まで)を記入して下さい。また、測量種別で該当する項目がない場合は「その他」とし、具体的な測量種別を記入して下さい。

なお、「地図情報レベル 2500 データ製品仕様書(案)」によるデータ作成の場合は、「データ名称」と「数量」のみを記入しても構いません。

「測量種別」

基準点、水準、路線、平板、平板修正、縦横断、撮影、カラー撮影、空三、写測図化、写測修正、TS地形測量、TS地形修正、デジタルマッピング、デジタルマッピング修正、既成図数値化、写真図、地図編集、深淺、成果改算

「等級・縮尺・事業量」

等級：1級、2級、3級、4級、簡級 など

縮尺：1/250、1/500、1/1,000、1/2,500、1/5,000、1/10,000 など

事業量： 点、 . k m²、 . km

測量期間

測量の「着手予定日」から「完了予定日」までを記入して下さい。

測量の精度

国土交通省公共測量作業規程等(3頁参照)を準用している場合には、「市公共測量作業規程(国土交通省公共測量作業規程 年版と同内容)」と記入して下さい。

独自の作業規程を適用する場合は、以下に準じて各作業工程における測量精度を記入して下さい。

基準点測量：方向角及び座標の閉合差又は標準偏差

水準測量：環の閉合差

地図作成：平面位置、等高線の標準偏差

撮影：オーバーラップ、サイドラップ、回転角

なお、「地図情報レベル 2500 データ製品仕様書(案)」によるデータ作成の場合は、製品仕様書の「名称」のみを記入しても構いません。独自に、製品仕様書を定めた場合は、「製品仕様書」と記入して下さい。

測量方法

測量作業に用いる主な測量機器又は作業方法を以下の例示を参考に記入して下さい。

「測量機器」

GPS測量機、トータルステーション(TS)、TSシステム、電子レベル(デジタルレベル)、スキャナー、デジタルタイザ など。

「作業方法」

RTK - GPS法、短縮スタティック法、デジタルマッピング、マップデジタルサイズ など。
なお、「地図情報レベル 2500 データ製品仕様書(案)」によるデータ作成の場合で、測量方法を定めない場合は、“ - ”を記入して下さい。

使用する測量成果の種類及び内容

使用する既成測量成果について、「基本測量」、「公共測量」の区分毎に成果の種類を以下の項目から選んで「公共測量水準点」のように記入して下さい。成果の種類の中で、空中写真又は地形図を使用する場合は、撮影年月日、測量年及び縮尺も記入して下さい。また、公共測量成果を使用する場合は、測量計画機関名及び助言番号、助言年又は測量年を「市平 11 公第 号」のように記入して下さい。

「成果の種類」

基準点、水準点、空中写真、空三、地形図、写真図、DMデータファイル など

基本測量成果入手年月日

当該測量に使用する基本測量成果の閲覧又は謄本交付を受けた年月日を記入して下さい。

測量に関する計画者氏名及び測量士登録番号

当該測量作業の計画者氏名及び測量士登録番号を記入して下さい。測量に関する計画者は、必ず測量士でなければなりません。もし計画機関に有資格者不在の場合は、有資格者に計画を依頼し、その氏名及び測量士登録番号、所属等を記入して下さい。

民間等に測量計画業務を委託した場合は、「測量計画委託契約による」と記入した上で、氏名及び測量士登録番号を記入して下さい。

測量作業機関名

測量作業機関が決定していない場合は「未定」と記入し、決定次第、名称、測量業者登録番号、代表者の氏名、所在地、主任技術者氏名及び測量士登録番号を文書にて通知して下さい。

作業規程

適用する作業規程の承認年月日及び承認番号を記入して下さい。ただし、作業規程の承認申請中又は変更承認申請中の場合は、承認申請書の提出年月日を記入し、承認年月日又は承認番号の欄に「申請中」と記入して下さい。

測量標・測量成果の使用承認申請書提出年月日

測量標・測量成果の使用承認申請書は、当該測量の実施計画書と同時に提出し、その提出年月日を記入して下さい。

備考

備考欄には、測量計画機関の担当者の氏名、所属、電話番号を記入して下さい。

文書番号

公共測量実施計画書

測量法第36条の規定により下記のとおり計画書を提出します。

平成 年 月 日

所在地 市 町 番地
 測量計画機関 名称 市 市長 印
 代表者

国土地理院長 殿

測 量 の 目 的	都市計画	
測 量 地 域	市全域	
作 業 量	地図情報レベル 2500 データ作成 (都市計画図 20面) 60.0k m ²	
測 量 期 間	平成 年 月 日 から 年 月 日	
測 量 精 度	地図情報レベル 2500 データ製品仕様書 (または 製品仕様書)	
測 量 方 法	- (記載しなくて良い)	
使用する測量成果の種類及び内容	基本測量 基準点、水準点 (別紙付図に示すとおり) 市公共測量 基準点、水準点 (")	
基本測量成果入手年月日	平成 年 月 日	
測量に関する計画者氏名及び測量士登録番号	測量士第 00000 号 (課 係)	
測量作業機関	名 称	
	測量業者登録番号	
	代表者の氏名	未 定
	所 在 地	
	主任技術者氏名及び測量士登録番号	
作業規程	書類提出年月日	平成 年 月 日
	承認年月日	平成 年 月 日
	承認番号	国国地発第 号
測量標・測量成果の使用承認申請書提出年月日	平成 年 月 日	
備 考	担当者 課 0000-00-0000	

記載要領

測量地域欄は、別に地形図を用い、当該測量の測量成果及び当該測量において使用する測量成果の位置関係等を表示すること。

作業量欄は、当該測量の測量成果を記入すること。

測量方法欄は、測量の方法、使用する主な機器等を具体的に記入すること。

備考欄は、測量計画機関担当者の氏名、所属、電話番号等を記入すること。

■ 付図作成について

付図作成には、原則として国土地理院発行の1/2.5万又は1/5万の地形図を用いて、下記の該当する事項をできるだけ記入して下さい。ただし、公共測量実施地域が全県実施のように広範囲の場合は、1/20万地勢図に記入して下さい。

また、測量方法を定めない場合は、「1」の測量実施地域の明示のみ行ってください。

1. 測量実施地域を明示して下さい。空中写真の撮影、図化、修正、編集等の測量を同一の計画で実施する場合は、それぞれの地域を明確に区分して下さい。
2. 使用予定の基準点の位置、種類を明示して下さい。
3. 基準点（三角点、多角点、水準点）及び標定点を設置する場合は、新点の位置、観測計画網を表示して下さい。
4. 空中写真を撮影する場合は、対空標識設置点、撮影コースの計画を表示して下さい。
5. 地図編集では、使用する既成図について種類別の地域区分を明示して下さい。

国土地理院発行の地形図等を無断で複製（電子複写等）して使用することはできません。複製して使用する場合には、国土地理院の承認を得て使用して下さい。

3.3. 技術的な助言

技術的助言の内容は、多種多様ですが、主な事項を例示すれば、次のようなものです。

- (1) 当該公共測量に使用する予定である基本測量成果の中に、測量計画機関が承知していなかった基準点の移転又は地図の修正などが行われていた場合
- (2) 利用できる基本測量又は公共測量成果があるにもかかわらず、使用の予定になっていない場合
- (3) 当該公共測量実施地域で、基本測量又は公共測量が行われ又は行われようとしている場合
- (4) 当該公共測量が目的とする測量成果と類似の測量成果が既にある場合又は近いうちにできようとしている場合
- (5) 当該公共測量に必要な精度が得られ、より能率的又は経済的な方法が他にある場合
- (6) 適用する測量作業規程に含まれない機器又は方法により測量計画がなされている場合
- (7) 当該公共測量に必要な精度が得られない性能の測量機器を使用している場合
- (8) 当該公共測量に使用予定の基準点成果又は空中写真などについて、公共測量の届けが行われていない場合
- (9) 当該公共測量に使用予定の基準点成果又は空中写真などが不適切な場合
- (10) 世界測地系へ座標変換する場合

なお、「地図情報レベル 2500 データ製品仕様書(案)」によるデータ作成で、測量方法を定めない場合は、作成された空間データが品質要求を満たしているか確認するための評価手順について、特に助言を受けることが重要です。

3.4. 測量標・測量成果の使用承認申請と承認・情報提供

公共測量は、基本測量又は公共測量の成果に基づいて実施しなければなりません。既存成果の調査の結果、当該測量業務に使用する予定の測量標・測量成果（空間データを含む）については、次の手続きが必要です。

1．基本測量によって設置された測量標及び測量成果を使用するときは、必ず事前に国土地理院長の承認を得なければなりません。

2．公共測量によって設置された測量標及び測量成果を使用するときは、必ず事前に当該測量標設置機関の長の承認を得なければなりません。

この測量標・測量成果の使用承認申請を行っていただく趣旨は、次の事項を国土地理院又は当該測量標設置機関が検討するためです。

- (1) 使用予定の測量成果が当該公共測量に適合しているかの可否
- (2) 不適切な測量成果の使用防止
- (3) 使用予定の測量標に関する故障の有無
- (4) 同一測量標を同時期に複数の機関が使用する場合の調整
- (5) 測量標の維持管理

■ 測量標と測量成果を同時に使用する場合の記載例

測量法施行規則 別表第二

文書番号		
測量標 の使用承認申請書 測量成果		
26 測量法第 条の規定により下記のとおり承認申請いたします。 30		
平成 年 月 日		
〒 - 申請者 住所 県 市 町 番地 氏名 市長 印		
国土地理院長 殿		
使用目的又は当該測量の種類別	都市計画図作成のため	
測量地域	市全域	
使用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日	
使用する測量標の種類及び所在	別添付図に示すとおり	
測量精度	地図情報レベル 2500 データ製品仕様書（または 製品仕様書）	
使用方法	標定点の与点及び空三図化の標定用として	
×使用する測量標の種類及び所在	別添付図に示すとおり	
×使用する測量標の上方に測標等を設ける場合はその所在	なし	
完成図の縮尺及び名称	1/2,500 市都市計画図 10面	
測量計画機	名称	
	代表者の氏名	申請者と同じ
	所在地	
測量作業機関	名称	
	×測量業者登録番号	
	代表者の氏名	未定
	所在地	
成果入手年月日	平成 年 月 日	
公共測量実施計画書提出年月日	平成 年 月 日	
備考	担当者 課 0000-00-0000	

記載要領

×印欄は法第26条、 印欄は法第30条に規定する申請の場合にのみ記載すること。

使用方法欄は、測量（地図編集等を含む。）作業の方法を詳しく記載すること。
申請は測量作業機関でも良い。

公共測量成果を使用する場合は、この様式を準用する。

■ 測量成果だけを使用する場合の記載例

測量法施行規則 別表第二

文書番号		
測量標 の使用承認申請書 測量成果		
26 測量法第 条の規定により下記のとおり承認申請いたします。 30		
平成 年 月 日		
〒 -		
申請者 住所 県 市 町 番地		
氏名 市長 印		
国土地理院長 殿		
使用目的又は当該測量の種類別	道路計画図作成	
測量地域	別添付図に示すとおり	
使用期間	承認後 日間	
使用する測量標の種類及び所在	1/25,000 地形図 谷田部・土浦	
測量精度	高度の精度を必要としない	
使用方法	別添仕様書のとおり	
×使用する測量標の種類及び所在		
×使用する測量標の上方に測標等を設ける場合はその所在		
完成図の縮尺及び名称	1/25,000 道路計画図	
測量計画機関	名称	
	代表者の氏名	申請者と同じ
	所在地	
測量作業機関	名称	株式会社
	×測量業者登録番号	
	代表者の氏名	代表取締役
	所在地	県 市 町 番地
成果入手年月日	平成 年 月 日	
公共測量実施計画書提出年月日		
備考	担当者 課 0000-00-0000	

記載要領

×印欄は法第26条、 印欄は法第30条に規定する申請の場合にのみ記載すること。

使用方法欄は、測量（地図編集等を含む。）作業の方法を詳しく記載すること。
申請は測量作業機関でも良い。

3.5. 公共測量実施の公示

公共測量を実施するときは、あらかじめその測量についての作業種類、作業期間、作業地域など必要な事項を都道府県知事に通知しなければなりません。

(文書例)

県知事 殿

文 書 番 号
平成 年 月 日

計画機関の長

公共測量の実施について（通知）

市 内において、下記のとおり公共測量を実施しますので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項・第39条の規定に基づき通知します。

記

1. 作業種類 **公共測量**（ **計画図作成** ）
2. 作業期間 **平成 年 月 日から**
平成 年 月 日まで
3. 作業地域 **市 地域**

4. 発注

製品仕様による測量業務では、作業の一部について、作業機関が作業方法と機器を自由に選択して、製品仕様書に記載された品質の成果を作成することができます。したがって、発注についても、従来とは異なった方式の採用を検討する必要があります。

作成仕様の場合は、「特記仕様書」と「公共測量作業規程」から、作業方法と使用機器などが特定できるため、従来から「一般競争入札」、「指名競争入札」といった入札方式が採られてきました。最近では、環境面に配慮した「総合評価落札方式」も増えつつあります。

製品仕様による場合や独創性が必要とされる業務の場合などでは、作業方法や使用機器の選択が受注者次第となるため、「プロポーザル方式（特命方式、指名コンペ、公開コンペ）」の採用も考えられます。この方式では、計画機関が（複数の）受注候補者から、作業工程の考え方、使用する機器、作業効率や品質確保の手段などの提案説明を受け、その長所・短所を理解したうえで受注者を決定することになります。

新しい技術や機器が使用される場合には、精度検証のためのデータが不十分なこともあるため、品質が確保できなかった場合の補完方法を確認しておくことも必要です。

5. 検査

作成機関は納品する前に、製品仕様書を満足する成果が出来上がったか否かについて、確認の検査を行います（納入検査）。

計画機関は納品された成果について、作成目的に合ったものであるか、要求どおりの品質であるか否かを検査する必要があります（受入検査）。

基本的には、製品仕様書に記載された品質要求が検査の基準となりますが、特記仕様書などで別途の品質を定めている場合は、当該の品質を基準とすることになります。

製品仕様による測量業務では、製品仕様書に記載された品質評価手法により検査を行い、記載されていない品質評価方法で検査を行ってはいけません。特記仕様書などで、製品仕様書の品質要求および品質の評価手順について変更することが明記されている場合は、変更後の品質評価方法で検査する必要があります。

計画機関が独自で検査することが困難な場合には、実績ある第三者機関に検査の代行を依頼する方法もあります。

6. 納入

6.1. 電子納品

製品仕様書による測量成果を電子納品する際、測量成果電子納品要領に則り、受発注者間の協議により測量成果として以下の対応を行って下さい。

表 6-1 電子納品における各情報項目の対応

情報項目	場所	対応
製品仕様書名	測量情報管理ファイル (¥ ¥ SURVEY ¥ SURVEY.XML)	「基礎情報」カテゴリーの 「製品仕様書名または作業 規程名」に製品仕様書名を 記載
製品仕様書および メタデータ	ドキュメントサブフォルダ (¥ ¥ SURVEY ¥ DOC)	製品仕様書ファイルおよ びメタデータファイルを 格納
空間データ	地形測量の成果記録フォルダ (SURVEY ¥ CHIKEI ¥ DATA)	空間データファイルを格 納

上記以外の成果品は、測量成果電子納品要領に従って電子納品を行って下さい。

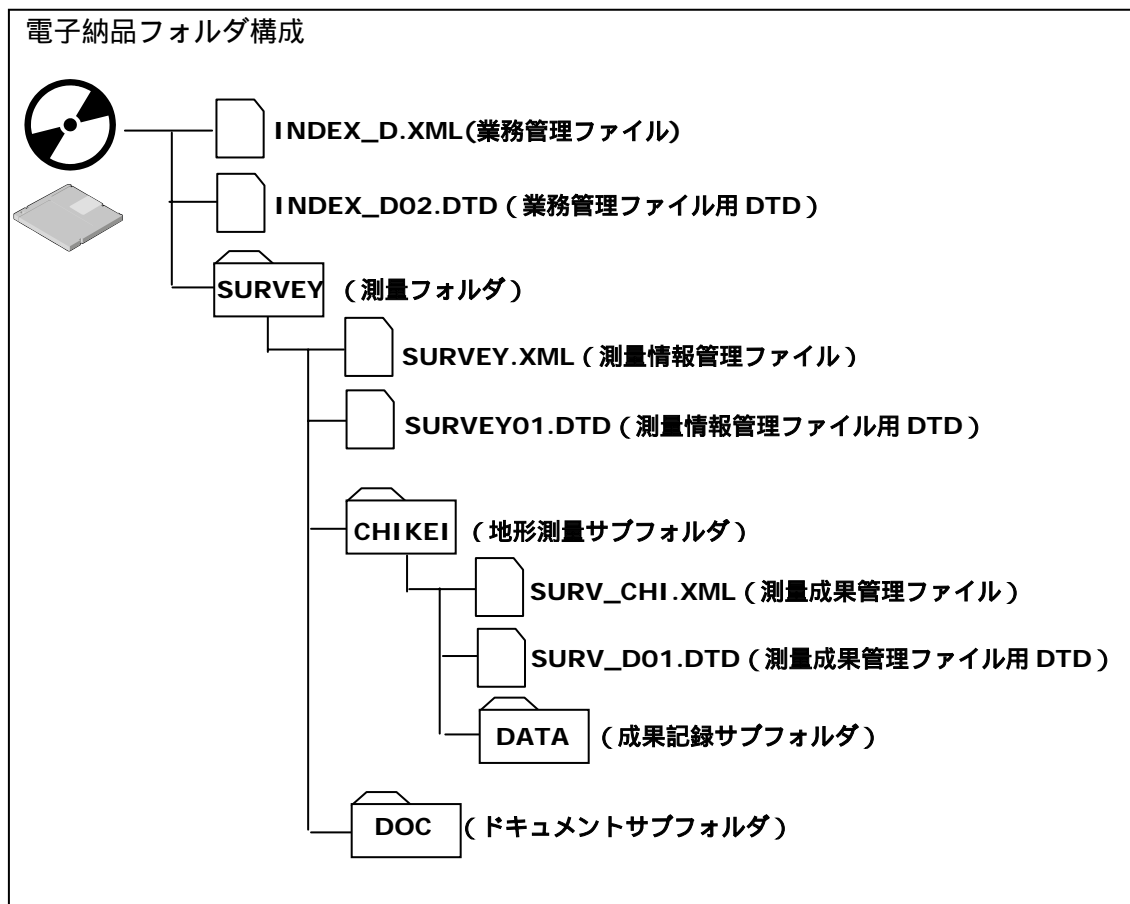


図 6-1 電子納品フォルダ構成

6.2. 成果の提出

測量計画機関の長は、測量作業機関より公共測量の測量成果を得たときは、その写しを遅滞なく国土地理院長(所管の地方測量部等宛)に送付しなければなりません。(測量法第40条第1項)

製品仕様書による測量成果品は、以下のものが含まれます。

- ・メタデータ(JMP2.0)
- ・空間データ

以下に文書例を示します。

文 書 番 号 平成 年 月 日		
国土地理院長 殿	計画機関の長	
公共測量成果等の提出について		
平成 年 月 日付け 公発第 号で助言を受けた公共測量実施計画書に基づき測量成果を得たので、測量法第40条第1項に基づき下記のとおり送付します。		
記		
成果品の名称	(縮尺又は等級)	数 量
1.メタデータ(JMP2.0)		各 1 部
2.空間データ		各 1 部

また、成果品は「承認・助言書」に記載された条件に従い、提出して下さい。

6.3. 測量成果の審査

国土地理院長は、公共測量成果の写しの送付を受けたときは、その成果をすみやかに審査し、測量計画機関に対し審査結果を通知します。審査によっては、成果品以外に資料として測量記録などの提出を依頼する場合があります。（測量法第 41 条）

また、国土地理院長は、審査の結果、測量成果が十分な精度を有すると認められた場合は、測量の種類、測量計画機関の名称等を公表を行っています。（測量法第 41 条 2）公共測量成果の存在を広く一般に知らせることにより、測量の重複の排除や、測量成果の有効活用が図られることとなります。

国地 公 発 第 号
平成 年 月 日

審 査 書

計画機関の長 殿

国土地理院長

平成 年 月 付 発 第 号 で 提 出 さ れ た 測 量 成 果 等 の 写 し に つ い て、測 量 法（昭 和 24 年 法 律 第 188 号）第 41 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 審 査 し た の で、通 知 し ま す。

測 量 成 果 の 名 称

審 査 結 果

審 査 の 概 要

6.4. 公共測量終了の公示

公共測量が終了したときは、その旨を遅滞なく関係都道府県知事に通知しなければなりません。(法第 14 条第 2 項・第 39 条)

文 書 番 号
平成 年 月 日

県知事 殿

計画機関の長

公共測量の終了について（通知）

平成 年 月 日付け 公発第 号で通知した公共測量（ 計画
図作成）は、 月 日終了しましたので、測量法（昭和 24 年法律第 188
号）第 14 条第 2 項・第 39 条の規定に基づき通知します。

7. 成果管理・公開

7.1. 成果管理

測量成果の管理にクリアリングハウスを導入し、測量成果のメタデータをクリアリングハウスに登録することで、測量成果が一元的に管理され、測量成果の調査においては、漏れや抜け等の無い速やかな検索が可能になり、当該計画機関による空間データ整備状況の把握や測量計画の策定に効果を発揮します。

各計画機関がメタデータをクリアリングハウスに登録することで、互いの測量成果を有効に活用できる環境が構築されることとなります。

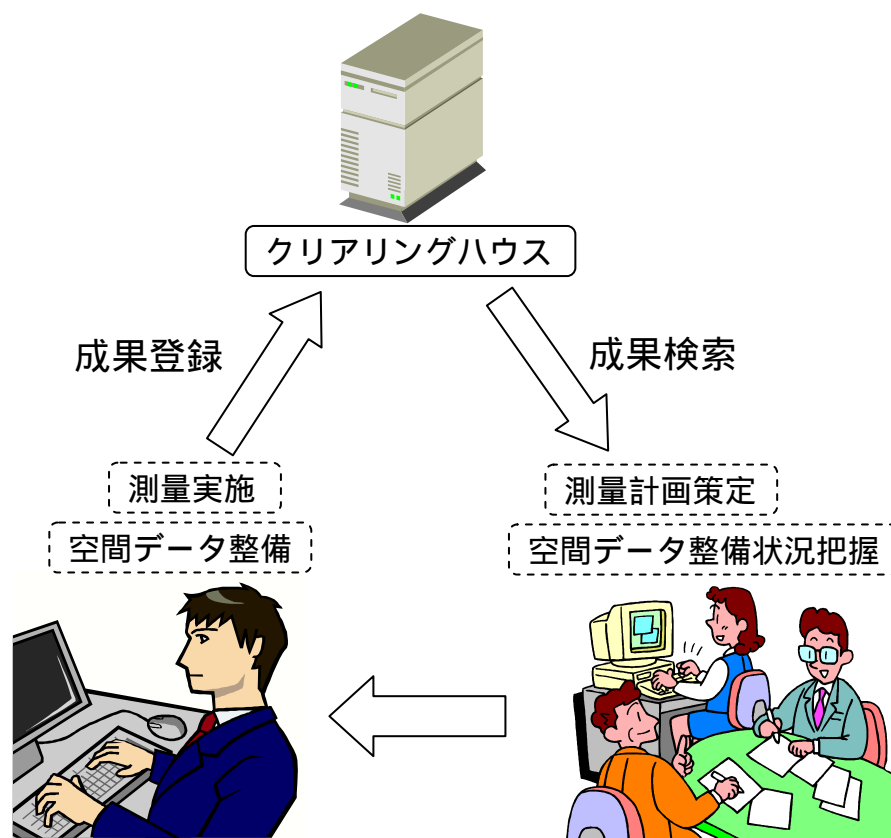


図 7-1 成果管理

7.2. 測量成果の複製、使用承認

基本測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書を複製しようとするときは、国土地理院長の承認を得なければなりません。(法第29条)

承認を受けるには、「測量成果の複製承認申請書」(様式参照)を国土地理院総務部総務課(茨城県つくば市)又は所管の地方測量部、若しくは沖縄支所に提出し承認を得てください。

測量成果(地図等)の複製承認申請書は、次により記載し、提出して下さい。

1. 複製の目的

どのようなものを作成するために、国土地理院発行の地図(以下「地図」という)を複製するのか明記すること。

2. 複製する測量成果の種類及び内容

複製する地図の種類及び地図名を明記する。

3. 複製する測量成果の交付年月日又は地図の発行年次

複製する地図の交付(発行)年月日又は発行年次。

4. 複製の範囲又は区域

(1) 複製の範囲又は区域を明記するとともに次のいずれかを添付すること。

原則として、複製する地図に複製範囲を表示したもの。

地図を貼接して複製する場合には、図面ごとに複製範囲を表示したもの。

複製する地図が多数の場合は、複製範囲を明確にしたものであれば地図でなくてもよい。ただし、複製する地図に対する縮尺を明記すること。

(2) 地図全面を複製する場合は、複製する地図名を明記するだけで、地図の添付を省略してよい。

5. 複製の作業方法

具体的に記載する。(記入欄に記載しきれない場合は、別紙として添付する。)

6. 複製の期間

成果品ができあがるまでの期間(承認後 日間)。

7. 複製品の利用方法及び配布範囲 有償・無償

有償、無償のどちらかを で囲む。

8. 複製品の部数

複製地図等の部数。

9. 複製機関名

複製を計画実施する機関名及び所在地を記入する。ただし、申請者と同じ場合は、「申請者と同じ」と記入する。

10. 複製業者

地図等を実際に複製（印刷又は複写）する会社名等及び所在地。

11. 備考

申請担当者又は複製担当者名、電話番号等。

「測量成果の複製承認申請書」の提出部数等の注意事項

- (1) 原則として、そのまま（1：1）の複製及び直接又は間接的に「営利」を目的とする複製は承認されません。
- (2) 提出部数は、関係書類を添えて1部提出すること。
- (3) 記載事項及び添付書類に不備がある場合は、返送することがあります。
- (4) 記入しきれない欄がある場合は、別紙に記入し添付すること。
- (5) 申請の都度、各欄を具体的に明記（「前回と同じ」とはしない）すること。
- (6) 申請書提出後又は承認後に記載事項等に変更（取消）が生じた場合は、変更（取消）事項等を具体的に明記してすみやかに提出すること。
- (7) 地図以外の測量成果（空中写真等）を複製する場合の申請もこれに準じて行うこと。

測量成果の複製承認申請書

測量法第 29 条の規定により下記のとおり承認を申請します。

平成 年 月 日

申請者 住所
氏名 _____ 印

国土地理院長 殿

複製の目的		
複製する測量成果の種類及び内容		
複製する測量成果の交付年月日又は地図の発行年次		
複製の範囲又は区域		
複製の作業方法		
複製の期間		
複製品の利用方法及び配布の範囲 有償 無償		
複製品の部数		
複製 機関名	名称及び代表者の氏名	
	所在地	
複製 作業 者	氏名	
	所在地	
備考		

7.3. 公開

国土地理院では公共測量の成果として提出されたもののうち、審査された成果に関する情報を地理情報クリアリングハウスに登録し、インターネットにより広く検索できるようにしています。

地理情報クリアリングハウスはインターネット上に分散・点在する複数のデータベースを一斉に検索するシステムです。

現在では多くの測量計画機関や民間企業が、地理情報クリアリングハウスを情報の検索に利用しています。

各測量計画機関においてもクリアリングハウスを導入して一般に公開し、他のデータ保有機関のクリアリングハウスと連携することで、行政サービスの一つとして空間データ検索のサービスが可能になります。

将来的には、検索結果としてメタデータだけでなく、電子申請や電子納品とも連携して地理情報標準に準じた空間データそのものを取得できる公共の空間情報ワンストップサービス提供が考えられています。

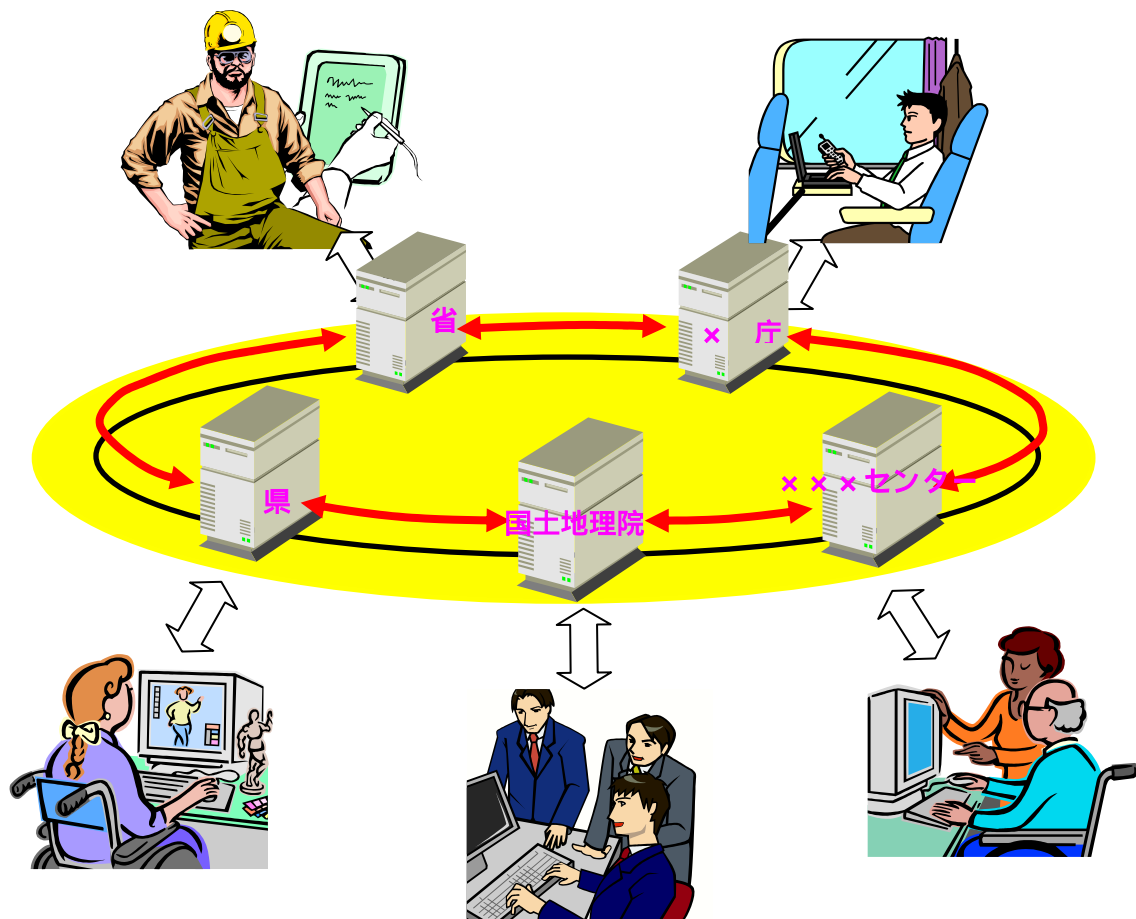


図 7-2 空間データの公開

8. 様式集

- ・ 公共測量作業規程の承認申請（法第33条第1項）
- ・ 公共測量作業規程の変更承認申請書（法第33条第1項）
- ・ 公共測量作業規程の廃止について
- ・ 公共測量実施計画書（法第36条）
- ・ 測量成果、測量記録の謄本・抄本交付申請書（法第28条第1項）
- ・ 謄本交付用別紙（基準点）
- ・ 測量票・測量成果の使用承認申請書（法第26条・第30条第1項）
- ・ 測量法第45条の規定による届出書（法第45条第1項）
- ・ 測量成果の複製承認申請書（法第29条）

用紙の規格は、すべて「日本工業規格A列4判」とする。

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

公共測量作業規程の承認申請書

標記について、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 33 条第 1 項の規定に基づき、別冊
（ 測量作業規程 ）のとおり定めましたので承認を申請します。

計画機関	担当課（送付先）	計画機関所在地	準用規程

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

公共測量作業規程の変更承認申請書

年 月 日付け国国地発第 号で承認された 測量作業規程を
別冊のとおり変更したので測量法(昭和 24 年法律第 188 号) 第 33 条第 1 項の規定に基づき、
承認を申請します。

計画機関	担当課(送付先)	計画機関所在地	準用規程

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

公共測量作業規程の廃止について

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 33 条第 1 項の規定により 年 月 日付け国土地
発第 号で承認された 測量作業規程は廃止したので届けます。

公共測量実施計画書

測量法第36条の規定により下記のとおり計画書を提出します。

平成 年 月 日

所在地

測量計画機関 名称

代表者

国土地理院長 殿

測量の目的		
測量地域		
作業量		
測量期間	平成 年 月 日 から 年 月 日	
測量精度		
測量方法		
使用する測量成果の種類及び内容		
基本測量成果入手年月日		
測量に関する計画者氏名及び測量士登録番号		
測量 作 業 機 関	名称	
	測量業者登録番号	
	代表者の氏名	
	所在地	
	主任技術者氏名及び測量士登録番号	
作 業 規 程	書類提出年月日	
	承認年月日	
	承認番号	国国地発第 号
測量標・測量成果の使用承認申請書提出年月日		
備考		

記載要領 測量地域欄は、別に地形図を用い、当該測量の測量成果及び当該測量において使用する測量成果の位置関係等を表示すること。

作業量欄は、当該測量の測量成果を記入すること。

測量方法欄は、測量の方法、使用する主な機器等を具体的に記入すること。

備考欄は、測量計画機関担当者の氏名、所属、電話番号等を記入すること。

測量成果 謄本
の 交付申請書
測量記録 抄本

測量成果 謄本
測量法第 28 条の規定により下記のとおり の 交付を申請します。
測量記録 抄本

平成 年 月 日

申請者 住 所
氏 名

国土地理院長 殿

使用目的					
郵送の時の宛先	〒 TEL				
測量成果又は 測量記録の種類	該当する 5万分の1地形図名	謄本又は 抄本	数量	手数料	
				単価	小計
計					

収入印紙貼付欄（消印してはならない）

記載要領 測量成果、測量記録、謄本及び抄本の文字のうち、不要のものを消すこと。
郵送希望のときは、別に郵便切手を添えること。
地形図等に所要点の位置等を記載して添付すること。

測 量 標

の使用承認申請書

測量成果

26
測量法第 条の規定により下記のとおり承認申請いたします。

30

平成 年 月 日

申請者 住 所
氏 名 _____ 印

国土地理院長 殿

使用目的又は当該測量の種類		
測 量 地 域		
使 用 期 間		平成 年 月 日から 年 月 日
使用する測量成果 の種類及び内容		
測 量 精 度		
使 用 方 法		
使用する測量標の × 種類及び所在		
使用する測量標の上方に測標 × 等を設ける場合はその所在		
完成図の縮尺及び名称		
測量 計 画 機 関	名 称	
	代 表 者 の 氏 名	
	所 在 地	
測 量 作 業 機 関	名 称	
	× 測量業者の登録番号	
	代 表 者 の 氏 名	
	所 在 地	
成果の入手年月日		
公共測量実施計画書 提出年月日		
備 考		

記載要領 ×印欄は法第26条、 印欄は法第30条に規定する申請の場合にのみ記載すること。
使用方法欄は、測量（地図編集等を含む。）作業の方法を詳しく記載すること。

測量法第 4 5 条の規定による届出書

測量法第 4 5 条の規定により下記のとおり届出します。

平成 年 月 日

所在地
測量計画機関 名称
代表者 _____ 印

国土交通大臣 殿

測 量 の 目 的		
測 量 地 域		
作 業 量		
測 量 期 間	平成 年 月 日から 年 月 日	
測 量 精 度		
測 量 方 法		
国・公共団体の許可・認可又は補助を受けて行う 工事名又は事業名		
使用する測量成果の 種類及び内容		
測量に関する計画者氏名 及び測量士登録番号		
測 量 作 業 機 関	名 称	
	測量業者登録番号	
	代表者の氏名	
	所 在 地	
	主任技術者氏名及び 測量士登録番号	
測量標・測量成果の使用 承認申請書提出年月日		
備 考		

記載要領

測量地域欄は、別に地形図を用い、当該測量の測量成果及び当該測量において使用する測量成果の位置関係等を表示すること。

作業量欄は、当該測量の測量成果を記入すること。

測量方法欄は、測量の方法、使用する主な機器等を具体的に記入すること。

国・公共団体の許可・認可又は補助を受けて行う工事名又は事業名欄は、許可・認可又は補助を受けて行う工事又は事業のためでない測量については、無しと記入すること。

備考欄は、測量計画機関担当者の氏名、所属、電話番号等を記入すること。

測量成果の複製承認申請書

測量法第 29 条の規定により下記のとおり承認を申請します。

平成 年 月 日

申請者 住所
氏名 _____ 印

国土地理院長 殿

複製の目的	
複製する測量成果の種類及び内容	
複製する測量成果の交付年月日又は地図の発行年次	
複製の範囲又は区域	
複製の作業方法	
複製の期間	
複製品の利用方法及び配布の範囲 有償 無償	
複製品の部数	
複製 機関名	名称及び代表者の氏名
	所在地
複製 作業者	氏 名
	所在地
備考	